和歌山県立日高高等学校 生徒心得

I前文

本校生徒は常に本校生徒たる自覚の下に行動し、校風の高揚に努め、知性を磨き、教養を培い、健全な心身の発達に努力し、正しい判断に基づいて責任ある行動を取らなければならない。

Ⅱ 一般

- 1. すべての校内自治活動には積極的に協力する。
- 2. 掲示板及び放送による連絡などをおろそかにしない。
- 3. 飲酒、喫煙は厳禁する。法定年齢に達した者も自制する。
- 4. 担任の許可を得て外出することができる。
- 5. 愛校精神に基づき公共物を大切にする。もし破損したときは弁償することを原則とする。
- 6. 校内の美化に心がけ、清掃は丁寧に実施する。
- 7. 友人または家庭に異状・不慮の事故等があった場合は速やかに学校に連絡する。
- 8. 募金、印刷、出版、集会をしたり、校具を使用する場合においては学校の許可を受ける。
- 9. 紛失物、拾得物はただちに生徒支援部へ届け出る。
- 10. 欠席、遅刻、早退、忌引等は事前に担任に連絡する。

備考: 忌引の日数は次のとおりとする。

- (1) 父母(養継も含む)は7日以内。
- (2) 祖父母、兄弟姉妹は3日以内。
- (3) 曾祖父母、叔(伯)父、叔(伯)母、その他同居家族は1日以内。
- (4) 父母の忌日における欠席は1日を限りに忌引に準ずる。
- 11. アルバイトをする場合は学校に届ける。
- 12. 校内外を問わず事故のあった場合は速やかに担任に連絡する。

Ⅲ 礼儀•作法

- 1. 来賓や先生その他生徒として敬意を表すべき人に対しては校内外を問わず挨拶する。
- 2. 友人と出会ったときは互いに挨拶する。
- 3. 常に正しい言葉遣いをする。

Ⅳ通学

- 1. 始業前には、充分余裕を持って登校する。
- 2. 午後7時半には、下校を完了する。
- 3. 電車、バス、自転車等による通学生は、通学途上特に危険の防止と公衆道徳の遵守に 留意する。
- 4. 通学途上は交通法規を守り、品位ある姿勢態度を保持する。
- 5. 自転車による通学は学校の許可を要する。また自転車は所定の場所におく。
- 6. 本校生徒の単車、自動車による通学は原則として認めない。その他の時の単車、自動車による学校への出入りもこれに準ずる。

Ⅴ 教室

- 1. 授業中は静粛にし、自主的な学習を心掛ける。
- 2. 学用品及び教室備品等は大切に取り扱い、所定の場所におく。
- 3. 発言、転席及び遅刻・早退等の時の出入りはすべて先生の許可を受ける。
- 4. 授業の始業・終業には礼を行う。
- 5. 教室の美化衛生に留意する。

VI 服装

- 1. 端正質素であること。
- 2. 必ず制服を着用し、みだりに流行を追うように変形してはならない。
- 3. 頭髪はパーマネントをかけたり、髪を染脱色しない。
- 4. 学校生活に不要となる装飾品は身につけない。
- 5. 制服について
 - (1) 本校指定の制服(マークの入っているもの)を着用する。

特徴 (冬期) 制服 I -黒詰め襟(ラウンドカラー付き) 黒ズボン 制服 II -紺スーツ(紺スーツにはズボンもあり) 共布ベルト 共布ネクタイ

(夏期) 制服 I -シャツ 黒ズボン 制服 II -ブラウス 紺スカート 紺ズボン

- (2) シャツについては学校推薦のものをできるだけ着用する。 洗い替えなどのために市販のシャツ、ブラウスを使用する場合は、次の規定にあっ たものを着用する。
 - ・白 単色(刺しゅう、タック、フリル、ベージュ色などは不可)
 - ・角型エリ (極端な下げエリは不可)
 - ・胸ポケットは1つ
 - ・布地同色系色ボタン
- 6. その他
 - (1) 靴はスニーカーまたは革靴とする。 華美なものは使用しない。
 - (2) 靴下、ソックスは華美なものは認めない。
 - (3) 制服Ⅱはストッキング、タイツを着用できる。華美なものは認めない。
 - (4) セーターは制服の下に着用する。V ネックとし、色は黒・紺・グレーで無地とする。 (カーディガンは不可)
 - (5) ベルトの色は定めない。ただし華美なものは着用しない。
 - (6) 夏期のシャツの下に着る衣類は、華美なものは認めない。
 - (7) 夏期の女子ネクタイはつけなくてもよい。
 - (8) 冬期の防寒具(手袋、マフラー、コートなど)は登下校のみ着用してもよい。
- 7. 夏期服装期間は検討の上、移行期間を設定する。
- 8. やむを得ない事情のため、規定外の服装で登校するときは学校の許可を要する